

○ 宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター規程

平成23年5月31日
制 定

改正 平成24年4月1日 平成25年10月8日
平成27年7月28日 平成28年1月12日

(設置)

第1条 宮崎大学工学部（以下「本学部」という。）に、宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、工学部・工学研究科の中長期的な研究推進ビジョン・計画に基づいて、重点的に実施する研究プロジェクトを組織的かつ積極的に実行することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター運営委員会（以下「委員会」という。）及び宮崎大学工学部環境・エネルギー工学研究センター研究ユニットリーダー会議（以下「リーダー会議」という。）を置く。

- 2 委員会はセンターの管理運営に関する事項を審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。
- 4 リーダー会議はセンターの業務遂行状況に関して審議し、必要に応じて支援を行う。
- 5 リーダー会議の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置き、副学部長（研究担当）をもって充てる。

- 2 センター長はセンターの業務を統括する。

(副センター長)

第5条 センターに副センター長を置き、専任教授をもって充てる。

- 2 副センター長は、センター業務を主務とし、学部・大学院の教育研究業務を兼務するものとし、それ以外の大学・学部の管理運営の業務分担を免除することができるものとする。

(業務)

第6条 第2条の目的を達成するため、センターは次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 工学部における研究の推進、支援のための機能強化
- (2) 特色となる研究や重点研究プロジェクトの推進や萌芽に対する支援
- (3) 外部機関との共同研究などに関する支援
- (4) 若手研究者の研究内容の調査
- (5) 工学部における研究の現状の調査と分析
- (6) 工学部の研究に関する広報・情報公開

(雑則)

第7条 この規程が定めるもののほか、センターに関して必要な事項は、委員会の議を経てセンター長が決める。

附 則

この規程は、平成23年5月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年10月8日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年7月28日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年1月12日から施行する。